

工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地とは？

1. 関係法令

(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号)

当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

↓

政令で定める基準とは

(農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条)

法第13条第2項第5号の政令で定める基準は、当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過した土地であることとする。

↓

工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過とは

(農振制度のガイドライン)

工事が完了した年度とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうか¹が明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること。

2. 8年経過の考え方

例 1) 公告年月日	平成21年5月10日 (21年度)
2) <u>公告における工事完了年月日</u>	平成21年3月25日 (20年度)

※工事完了公告における工事完了の日の属する年度は、平成20年度になります。よって、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過する日とは、平成21年度から28年度の8年間を経過した平成29年4月1日から農振除外の申請が可能となります。